

志摩市指定ごみ袋広告掲載仕様書

1 広告を掲載する「志摩市指定ごみ袋」の概要

(1) 規格(種別・容量・袋色・作成予定枚数)

もやせるごみ袋(大)・45ℓ・黄色・700,000枚

〃 (中)・20ℓ・黄色・900,000枚

(2) 流通期間 平成29年11月頃から約1年間を予定しています。

(3) 販売方法 市内約180店舗の取扱店で販売しています。

(4) 販売元 志摩市役所 市民生活部 ごみ対策課

2 広告の掲載位置、基準、規格等

(1) 広告を掲載する位置及びサイズ及び掲載料

種類	色	掲載位置	広告スペース (縦×横)	広告掲載料(税込) (1枠あたり)	募集枠
もやせるごみ袋 大(45ℓ)	黄色	指定ごみ袋 表面	12cm×18cm	200,000円	4枠
もやせるごみ袋 中(20ℓ)	黄色	指定ごみ袋 表面	8cm×12cm	150,000円	4枠

文字色は黒色の単色刷り

(2) 業務基準

仕様書に定めるもののほか、志摩市広告掲載実施要綱、志摩市広告掲載基準、志摩市指定ごみ袋広告掲載要領及び広告に関する関係諸法規に基づいて行います。

これらの定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行います。

(3) 広告規格

基本事項

・志摩市広告掲載要綱、志摩市広告掲載基準及び広告に関する関係諸法規に適合したもの

でなければなりません。

・ 広告に対する責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称、所在地及び問い合わせ先の電話番号を掲載することとし、また、広告である旨を明記して下さい。

版下の出稿方法

- ・ 完全データで入稿してください。（PDFファイル等）
- ・ 広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。
- ・ 入稿前に原稿内容の審査を受け、入稿時には出力見本を添えてください。

その他

- ・ 広告掲載スペース欄外に「広告内容については、広告主にお問い合わせください。広告内容については、志摩市が奨励等しているものではありません。」の注釈文が入ります。
- ・ 販売時期、販売地域の指定はできません。
- ・ 広告主が募集枠に満たない場合、広告掲載を取り消すことがあります。

3．募集期間

平成29年5月15日（月）～平成29年5月31日（水）午後5時まで（必着）

4．応募方法

（1）提出書類

ア 志摩市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式1号）

イ 掲載広告案

ウ 会社案内、パンフレットなど事業者の事業の概要がわかるもの

アとイは応募するごみ袋ごとに1枚

提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

（2）提出方法

ア 持参 土曜日及び日曜日等の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分

イ 郵送 簡易書留で送付してください。

（3）提出先

志摩市役所 総務部総務課（本庁5階）

〒519-0592 志摩市阿児町鷓方3098番地22

5．掲載の決定

(1) 応募いただいた広告内容を志摩市広告掲載要綱及び志摩市広告掲載基準並びに志摩市指定ごみ袋広告掲載要領により審査します。

(2) 広告の掲載が適当であると認める申込みが募集枠数を超過するときは、市内業者を優先し、抽選で決定します。

ただし、広告の掲載が適当であると認める申込み数が募集枠に達しないときは、募集枠から市内業者の申し込み数を差し引いた募集枠数について市外業者からの応募を受け付け残りの募集枠数を超過するときは抽選で決定することとする。

(3) 審査の結果は「志摩市指定ごみ袋広告掲載決定通知書」(様式第 2 号) により申込者にお知らせします。

6．広告掲載料

広告主は、広告掲載料の総額を、送付された納付書により市が指定する期日までに一括で納付していただきます。

7．お問い合わせ

志摩市役所 総務部 総務課 電 話：0599-44-0201
FAX：0599-44-5252